

公布された条例のあらまし

◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部改正

地方公務員法の改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴い、次の条例について、規定の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県職員に対する退職手当に関する条例
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例
- (3) 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第二 奈良県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正

- 1 心身障害者扶養共済制度における年金管理者の資格要件の見直し
心身障害者扶養共済制度における年金管理者となることができない者のうち、成年被後見人又は被保佐人を精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に変更することとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県金属くず営業条例の一部改正

金属くず業の不許可又は許可の取消し等の対象となる者のうち、成年被後見人を心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるものに変更することとした。

第四 施行期日等

- 1 令和元年十二月十四日から施行することとした。
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

保育室等を三階以上に設ける保育所の建物の要件に耐火建築物であることを追加することとした。

2 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 保育室等を三階以上に設ける幼保連携型認定こども園の建物の要件に耐火建築物であることを追加することとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

1 深夜外出の制限の拡大

深夜外出の制限を、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめる行為（保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合を除く。）とすることとした。

2 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととした。

3 罰則

(1) 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がないにもかかわらず、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者は、三十万円以下の罰金に処することとした。

(2) 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、三十万円以下の罰金に処することとした。

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

- (1) 令和二年四月一日から施行することとした。ただし、2及び4の一部については、公布の日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 耐火建築物及び準耐火建築物以外の長屋に係る構造の変更
階数を二以下としない耐火建築物及び準耐火建築物以外の長屋に係る構造を、国土交通省告示に定める構造であることとすることとした。

2 自動車車庫の構造

直上階以上の階の居室の床面積の合計が一〇〇平方メートルを超える自動車車庫の主要構造物が適合するべき基準について、規定の整備を行うこととした。

3 条例の適用除外の対象となる階避難安全性能を有する建築物の階

条例の適用除外の対象となる階避難安全性能を有する建築物の階は、階避難安全検証法により確かめられた主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物の階又は建築基準法施行令の認定を受けた建築物の階とすることとした。

4 条例の適用除外の対象となる全館避難安全性能を有する建築物

条例の適用除外の対象となる全館避難安全性能を有する建築物は、全館避難安全検証法により確かめられた主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は建築基準法施行令の認定を受けた建築物とすることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例の追加

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、知事が管理し、及び執行することとする事務に奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び廃止に関する事務を追加することとした。

2 施行期日等

- (1) 令和元年十二月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の追加

運転免許証の更新を受けなかった者に係る運転経歴証明書交付手数料及び運転経歴証明書再交付手数料を徴収することとした。

2 手数料の額の改定

免許証再交付手数料の額を改定することとした。

3 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の追加

公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許証の更新を受けることができなかった者に係る運転免許試験手数料及び免許証交付手数料を徴収することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和元年十二月一日から施行することとした。

◇奈良県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例

1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車所有者等の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、

自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとした。

ア 自転車 道路交通法に規定する自転車をいう。

イ 自転車所有者等 自転車の所有者又は自転車の所有者がその利用者でない場合にあつては、その利用者をいう。

ウ 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

エ 交通安全団体 交通安全に関する啓発等の活動を行う団体をいう。

オ 道路管理者 道路法に規定する道路管理者をいう。

カ 学校 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法に規定する専修学校並びに同法に規定する各種学校をいう。

キ 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

ク 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

3 県の責務

(1) 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携を図りながら協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとするものとした。

(2) 県は、道路管理者として、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道等の整備に関する事業を推進するものとするものとした。

4 自転車所有者等の責務

(1) 自転車所有者等は、自転車が車両であることを認識し、関係法令を遵守す

るとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならないこととした。

(2) 自転車所有者等は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならないこととした。

5 県民の役割

(1) 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとした。

(2) 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとした。

6 事業者の役割

(1) 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとした。

(2) 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとした。

(3) 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとした。

7 交通安全団体の役割

(1) 交通安全団体は、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとした。

(2) 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとした。

8 県民に対する自転車交通安全教育

県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとした。

9 学校における自転車交通安全教育

学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育の推進に努めなければならないこととした。

10 保護者による自転車交通安全教育

保護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めなければならないこととした。

11 事業者による自転車交通安全教育

事業者は、従業者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めなければならないこととした。

12 自転車の点検及び整備

(1) 自転車所有者等及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）その他の自転車を事業の用に供する者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとすることとした。

(2) 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとすることとした。

13 高齢者の乗車用ヘルメットの着用

(1) 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下同じ。）は、乗車用ヘルメットの着用が生命及び身体の被害の防止等に有用であることを踏まえ、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとすることとした。

(2) 高齢者の家族等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならないこととした。

14 自転車損害賠償責任保険等の加入等

(1) 自転車の所有者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に入しなければならないこととした。

(2) 自転車の利用者（未成年者を除く。）は、(1)の所有者の自転車損害賠償責任保険等により、自らの利用に係る損害を填補することができない場合にあつては、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととした。

(3) 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととした。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととした。

(4) 事業者は、事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととした。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととした。

(5) 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないものとし、その借受人に対しては、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならないこととした。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、自転車損害賠償責任保険等に参加することを要しないこととした。

15

自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

(1) 自転車の小売りを業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入する者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならないこととした。

(2) 自転車小売業者は、(1)の場合において、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととした。

(3) 事業者は、従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならないこととした。

(4) (2)の規定は、(3)の場合について準用することとした。

16

情報の提供等

(1) 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとするものとした。

(2) 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者

に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めなければならないこととした。

- (3) 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならないこととした。

17 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、12から15までは、令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例

1 目的

この条例は、県内の介護従事者の不足の状況に鑑み、介護関係業務への外国人労働者の参入の促進を図るため、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする留学生を修学資金の貸与により支援する法人に対し、その支援に要する資金（以下「支援資金」という。）を貸与することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。

イ 日本語教育機関 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件により告示された教育機関等をいう。

ウ 留学生 出入国管理及び難民認定法の留学の在留資格をもって在留する者であつて、養成施設に入学するため日本語教育機関において修学するもの及び養成施設において修学するものをいう。

エ 修学資金 留学生に対して3の法人が貸与する資金であつて、次に掲げるものをいう。

(7) 居住費等生活費（食事、居住その他の日常生活に要する費用をいう。以下同じ。）

(イ) 入学準備金（養成施設に入学する際に要する費用をいう。以下同じ。）

(ウ) 就職準備金（県内の事業所等で介護福祉士の業務に従事するために要する費用をいう。以下同じ。）

3 支援資金の貸与

知事は、県内において次のいずれかに該当する事業所等を三年以上適正に運営し、かつ、三年以上実務に従事した介護福祉士を配置している法人のうち、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする留学生に対して修学資金の貸与を行うものの申請により、その者に支援資金を貸与することができることとした。

ア 介護保険法（以下3において「法」という。）に規定する介護老人保健施設

イ 法に規定する介護医療院

ウ 法の指定に係る居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に限る。）の事業を行う事業所

エ 法の指定に係る地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）の事業を行う事業所

オ 法に規定する指定介護老人福祉施設

カ 健康保険法等の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の法の指定介護療養型医療施設

4 支援資金の額等

(1) 支援資金の額は、2のエに掲げる修学資金の区分に応じ、それぞれの修学資金の額の三分の一の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることとした。ただし、当該額が次に掲げる額を超える場合は、それぞれに定める額とすることとした。

ア 居住費等生活費に充てる支援資金 留学生一人につき月額一万円

イ 入学準備金に充てる支援資金 留学生一人につき六万六千円

ウ 就職準備金に充てる支援資金 留学生一人につき六万六千円

(2) (1)のアの支援資金は、毎年度、当該年度においてそれぞれの留学生に要する額を一括して貸与することとした。

(3) (1)のアの支援資金の貸与期間は、留学生が日本語教育機関及び養成施設において修学する期間（修学に必要なと認められる期間として規則で定める期間を上限とする。）とすることとした。

(4) (1)のイの支援資金は、留学生が養成施設に入学する年度の前年度に貸与することとした。

(5) (1)のウの支援資金は、留学生が養成施設を卒業する年度に貸与することとした。

5 貸与の打ち切り

知事は、支援資金の貸与を受けている法人から、当該法人が修学資金を貸与している留学生（以下「支援留学生」という。）が次のいずれかに該当し、修学資金の貸与を終了した旨の報告を受けたときは、当該支援留学生に係る支援資金の貸与を打ち切るものとしたこととした。

ア 日本語教育機関又は養成施設を退学したとき。

イ 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

エ 死亡したとき。

オ その他支援資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

6 返還債務の免除

(1) 支援留学生が次のいずれかに該当するときは、支援資金の貸与を受けた法人は、修学資金（当該支援留学生に係る支援資金に係る部分に限る。）において同じ。）の返還債務を免除しなければならないこととした。この場合において、知事は、当該支援留学生に係る支援資金の返還債務を免除するものとするものとした。

ア 養成施設を卒業後、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事し、かつ、当該勤務の日から引き続き県内において介護福祉士の業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が五年（過疎地域自立促進特別措置法

に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）において介護福祉士の業務に従事した場合にあっては、三年）に達したとき。

イ 従事期間中又は(2)の業務に従事することができなかった期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護福祉士の業務を継続することができなくなったとき。

(2) (1)のアの適用については、疾病、育児休業その他規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかった期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、従事期間の計算に算入しないものとするものとした。

(3) 知事は、(1)及び(2)の場合を除くほか、支援留学生が次のいずれかに該当し支援資金の回収が困難であることについて、支援資金の貸与を受けた法人の責めに帰することができないと認められる場合において、当該法人が当該支援留学生に対して修学資金の返還債務を免除するときは、当該支援留学生に係る支援資金の返還債務の全部又は一部を免除するものとするものとした。

ア 死亡したとき、修学若しくは業務に著しい制限を加える障害を残す程度に心身を故障したとき又は規則で定める程度以上の災害を受け修学若しくは業務を継続する見込みがなくなったとき。

イ 入国前に生計を一にしていた親族の死亡、疾病その他やむを得ない理由により帰国し、再び国内に住所又は居所を有することとなる見込みがないとき。

ウ 五年以上にわたり行方不明であるとき。

7 返還

支援資金の貸与を受けた法人は、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる事由が生じた日から一月以内に、当該支援留学生に係る支援資金を返還しなければならないこととした。

ア 5により貸与が打ち切られたとき。

イ 支援留学生が、養成施設を卒業後に介護福祉士の資格を取得できなかったとき。

ウ 支援留学生が介護福祉士の資格を取得し、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき。

エ 支援留学生が介護福祉士の資格を取得し、直ちに県内において介護福祉

士の業務に従事した場合において、従事期間が五年（過疎地域における従事期間にあつては、三年）に達する日まで県内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき。

8 返還債務の履行猶予

知事は、次のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、それぞれに掲げる返還債務の履行を猶予することができることとした。

ア 支援留学生が行方不明であるとき又は支援留学生に災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき 当該支援留学生に係る支援資金の返還債務

イ 支援資金の貸与を受けた法人に災害その他やむを得ない理由があると認められるとき 支援資金の返還債務

9 延滞利息

支援資金の貸与を受けた法人は、支援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならないこととした。ただし、支援資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りでないこととした。

10 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

11 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日以降に日本語教育機関又は養成施設に入学する留学生を修学資金の貸与により支援する法人に係る支援資金から適用することとした。